

台湾における知的財産権保護の現状

—日系企業は何をすべきか—

Current state of intellectual property right protection in Taiwan

—What Japanese companies should do—

松本 征二*
Seiji MATSUMOTO

抄録 現在、台湾では知的財産権制度の大幅な改正が進行中である。こうした動きの中で、日系企業は自らの利益を守るため何をすべきか、日米欧企業の活動を比較しながら私見を述べる。

1. はじめに

米国通商代表部 (USTR) は 2009 年 1 月 17 日 (米国東部時間 1 月 16 日)、今年度のスペシャル 301 条の「監視国」リスト (Watch List) から台湾を除外すると発表した。ここ数年、台湾では模倣品・海賊版 (以下、「模倣品」という。) の摘発強化、知的財産権制度の大幅な改正が行われてきたが、これらの取り組みが認められた結果といえる。

これらの取り組みは、スペシャル 301 条を武器にした米国の圧力も一因であるといえるが、面積が日本の九州程度しかなく、また、資源も乏しく、経済の更なる発展には、海外からの投資拡大が必須であり、そのためには、投資環境のより一層の整備が不可欠であることを台湾当局自体が認識していたことも一因といえる。

そのため、台湾当局は、2002 年 5 月 31 日に公表された「チャレンジ 2008—国家発展重点計画」の修正版 (2005 年 1 月 31 日公表) に、台湾内外のハイテク企業による台湾投資を呼び込み、経済を持続的に成長させるため、知的財産権制度の更なる充実を重点事項として盛り込んだ¹⁾。

また、知的財産権保護のため、関係機関が何をすべきかを定めた「知的財産権保護徹底の行動 3

年計画」(2003 年～2005 年)、「知的財産権保護行動貫徹計画」(2006 年～2008 年)²⁾を策定し、大幅な知的財産権制度の改正に着手した。

しかしながら、これら知的財産権制度の改正には、主たる台湾の知的財産権制度のユーザーである台湾企業に加え、欧米企業の要望は大幅に反映されているが、外国ユーザーとしては出願件数が最も多く、また、台湾にとって重要な貿易相手国である日系企業の要望が反映されているものは非常に少ない³⁾。

筆者は、2005 年 7 月～2008 年 6 月まで、特許庁から財団法人交流協会台北事務所に派遣され、台湾当局、日米欧の企業・現地商工会議所と交流する機会を得たが、当地での議論を通して、日系企業の要望が反映されないのは、台湾の知的財産権問題に対する日系企業自身の取り組み姿勢が原因の一つではないかと感じた。

そこで、本稿では、先ず、近年の台湾における

* 特許庁審判部審判官 (前 (財) 交流協会台北事務所経済部主任)
Appeals Examiner of Appeals Department, JPO (Former Director, Economic Section Interchange Association (Japan) Taipei Office)

知的財産権制度改正の概要を紹介し、次に、模倣品の摘発や知的財産権制度改正に向けて、ユーザーである企業がどのように取り組んできたのか、日米欧企業の活動を比較し、最後に、現在の日系企業の取り組みを紹介するとともに、今後日系企業が行うべき点について私見を述べたい。

2. 近年の台湾における知的財産権制度改正の概要

(1) 知的財産権関連法の整備

① 専利法

台湾では、専利法が、日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当する。2002年1月のWTO加盟前後に数度改正され、異議申立て廃止、実用新案の無審査登録等が規定されている現行法は2004年7月1日に施行された。現在、智慧財産局（日本の特許庁に相当するが、専利法、商標法に加え、著作権法も所管）は大幅な見直しに着手しており、特許関連部分では、動植物の特許保護、特許権の効力が及ばない範囲の明確化、間接侵害規定の創設等、実用新案関連部分では、特許と実用新案の同時出願の許容、技術評価書作成前の意見陳述機会の創設等、意匠関連部分では、部分意匠制度の創設、組物の意匠保護制度の創設、コンピュータのアイコンやユーザーインターフェイスの保護等が検討されている。

② 商標法

音声及び立体形状の商標保護、商標権侵害の範囲、水際管制措置等が規定されている現行商標法は、2003年11月28日に施行された。智慧財産局は、商標法についても大幅な見直しに着手しており、保護対象範囲の拡大、国際消尽の明確化、産地証明の標章と産地による団体商標の保護の強化、権利侵害行為の態様の明確化等が検討されている。

③ 著作権法

1928年の制定以来、14回の改正を経て、現行法は2007年に施行された。1985年の法改正以前は登録保護主義を採用していたが、1985年以降は創作保護主義を採用している。現在、使用者がインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の提供するサービスを利用して他人の著作権又は製版權を侵害した場合、責任を負わないことを主張できる範囲及び要件を明確化した著作権法の改正が検討されており、改正案は2008年10月1日に立法院（日本の国会に相当）に送付され審議中である。

④ 智慧財産法院の設立

台湾の司法は、民事及び刑事を扱う一般裁判所と、行政事件を扱う行政裁判所の2つのルートがあり、例えば、特許権侵害訴訟が提起された場合、侵害訴訟は一般裁判所に係属するが、当該特許権に対する智慧財産局の無効審判の審決に不服の場合は行政裁判所に係属されるため、審理の遅延と判断の不統一が問題視されていた。そのため、民事・刑事・行政を一括して扱う台湾で最初の裁判所として、2008年7月1日に智慧財産法院が設立され、裁判官8名と智慧財産局から出向した技術調査官9名で業務を開始した。知的財産案件の審理方式は、2007年3月28日に公布された智慧財産案件審理法に規定されており、特許権侵害訴訟の中で権利の有効性の判断をすることができるようになっている。

⑤ 専利師法の制定

立法院に法案を送付後、約20年を経て2008年1月11日に施行された。業務範囲、専利師になるには専利師試験に合格すること、専利師公会（日本の弁理士会に相当）の設立等が規定されている。

法案成立に時間を要した原因は、専利師法施行以前に出願代理を行っていた「専利代理人」⁴をどのように扱うかの一点で、法律施行前に1年間の業務経験があり、且つ法律施行後3年以内に專業訓練を修了すれば、無試験で「専利師」資格が得られることで妥協が成立した。

(2) 模倣品摘発の強化

① 保護智慧財産権警察大隊(通称「保智大隊」)の創設

2003年1月に、模倣品の摘発を専門に行う警察部隊として創設された。隊員数は約220人で、台北、桃園、台中、嘉義、高雄、花蓮の6都市に分隊を配置し、24時間態勢で模倣品の摘発を行っている。

② 水際での摘発の強化

商標権、著作権の侵害物品の輸出入を防止するため、税関では「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請制度」を設けている。この制度は、台湾の登録商標又は台湾で保護をうけることができる著作物について権利者が登録を行うと、台湾全土の税関で情報が共有され、侵害の疑いがある物品を発見した場合、速やかに権利者に通報されるシステムである。

3. 日米欧企業の活動比較

(1) 模倣品の摘発について

① 台湾における日系企業の模倣被害の実態

特許庁が実施した2007年度模倣被害実態調査⁵によると、回答のあった企業の23%が模倣被害「あり」と回答しており、そして、模倣被害「あり」と回答した企業の内、約30%の企業が、台湾で模倣被害に遭っている。この割合は、中国に次いで2番目に多い数字である。

また、模倣品の品質に対する評価は、回答企業の中で「真正品と遜色がない」又は「真正品よりやや劣る」と回答した企業が約55%で、「真正品よりかなり劣る」、「不明」又は「無回答」の約45%を上回っており、台湾の模倣品の品質は高いといえる。

② 保智大隊による摘発件数の日米欧比較

比較的多くの日系企業が台湾で模倣被害に遭っているが、取締当局によりしっかりと摘発がされているかというところではない。図1は、保智大隊による摘発件数の権利者国別統計である⁶。権利者の国籍が欧米の場合と比較すると、日本籍の場合は、商標法違反、著作権法違反とも摘発件数が著しく少ないことが明らかである。これは、台湾の消費者にとって、日本製品のニーズが低いことを意味しているのではない。むしろその逆で、日本製品は高品質・安全であるとの評価が高く、電子機器、食品、医薬品等、多くの日本製品が販売されており、また、台湾では日本文化に関心が高い者が多いため、キャラクターグッズ、音楽・TVドラマ等のCD・DVDも多く販売されている。消費者のニーズが高くなるほど模倣品も多くなるが、権利者が日本籍の摘発件数が少ないのは、欧米企業の製品と比較して日本製品のニーズが低いのではなく、単に模倣品が摘発されていないだけである。

③ 権利者が日本籍の摘発が少ない理由

台湾の夜市や電気街を歩くと、一見して権利者が日本籍の模倣品とわかる製品を多く見かけるが、何故摘発件数が少ないのか。最も大きな原因は、権利者側の模倣品摘発に対する姿勢の違いといえる。

警察、税関は、職権で模倣品の摘発をすること

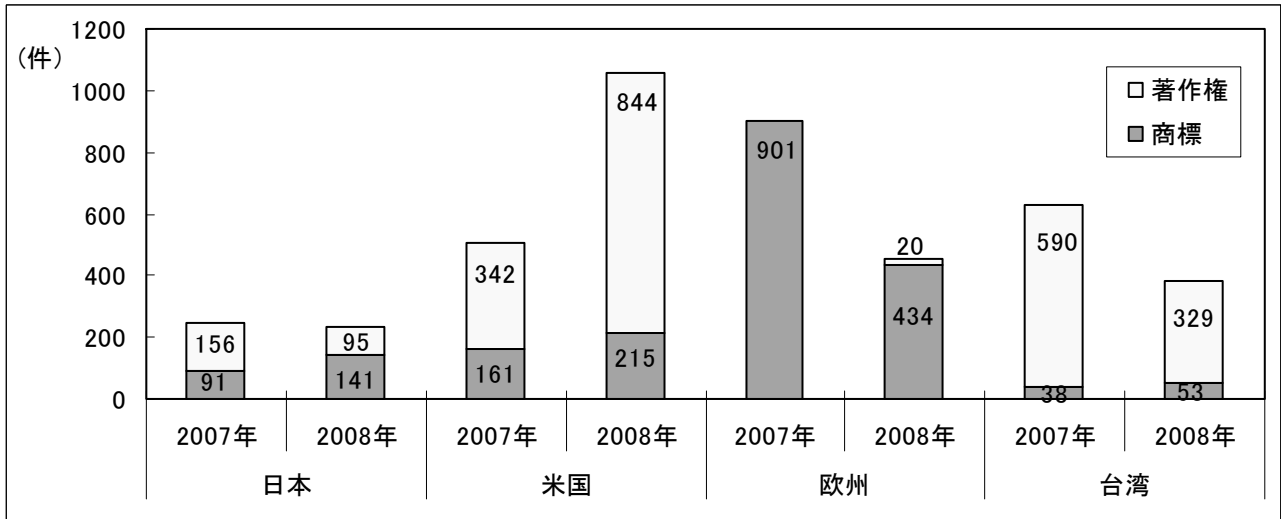


図1 2007年，2008年の保智大隊による摘発件数。数値は，保智大隊HPから引用。



写真：日系企業のキャラクターグッズの模倣品倉庫摘発の様子。

(第4回工商会知財委員会勉強会：保智大隊蘇副大隊長講演資料からの引用)

が可能であるが，立件するためには，権利者が真贋鑑定を行い，模倣品であることを確認する必要がある。警察による摘発の場合，憲法及び刑事訴訟法では，逮捕から24時間以内に所管裁判所に被疑者を移送できない場合は，被疑者を釈放しなければならないと規定されており，また，税関の水際取締りの場合，「税関が商標権及び著作権保護措置と連動して執行する際の作業要点」によると，航空便は4時間以内，船便は24時間以内に権利者

が鑑定をしないと，貨物を通過させることになっている。つまり，権利者側は，警察，税関から職権による摘発の連絡を受けた場合，迅速に真贋鑑定ができる体制を構築する必要がある。なお，真贋鑑定は企業の担当者が自ら行ってもよいが，法律事務所或いは調査会社等の社員に真贋鑑定訓練を施し，真贋鑑定権と告訴権を授権しておけば，企業自らが鑑定をする必要はない。

そして，そのような体制が構築されている企業

については、担当者名及び連絡先が取締当局内で共有されており、摘発があった場合には、権利者に速やかに通報がされている。取締当局は、日系企業も速やかに真贋鑑定ができる体制を整備し、当局に連絡先を登録するよう呼びかけているが、折角の呼びかけに答えている日系企業が欧米企業と比較して少ないことが、摘発件数の少ない理由の一つであるといえる。

④摘発件数向上のためには取締官とユーザーの情報共有が必要

上述したように、模倣品の品質は真正品と遜色がないものが多く、一見しただけでは模倣品と判別できないものもある。このような製品は、取締当局が事前に真贋鑑定ポイント、正規品の流通ルート等の情報を持っていないと、摘発が困難になってきている。こうした情報を、事前に警察、税関の取締官向けにインプットする真贋鑑定研修会を、個別企業、或いは業界団体等の主催により実施している日系企業もあることはあるが、少数であることも、摘発件数が少ない理由の一つであるといえる。

一方、欧米企業については、在台湾の商工会議所が窓口になって、毎年、警察、税関の取締官向け真贋鑑定研修会に会員企業の時間枠をとっている。表1は、2004年に開催された一般警察官向けの研修プログラムで、アンダーラインの部分が、米国、欧州商工会議所加盟企業に割り振られた研修枠である。個々の企業の枠に加え、特筆すべきは、研修の最終日に、当時台湾における模倣品取締りの企画・立案の中心人物であった智慧財産局副局長と米国、欧州商工会議所の事務局長とが、取締官の前でディスカッションすることにより、欧米企業が何を求めているのか、ユーザーと取締官で認識の共有化が図られていることである。

組織というものは、一旦作られるとその業績が評価されるのは古今東西同じである。保智大隊では、4-6人で小組を作り、4半期毎に小組単位で摘発件数が評価され、そして評価結果は、昇進・ボーナス・次の人事異動の勤務地等に反映される。そういった背景を考えると、模倣品の蓋然性が高い製品が目の前に複数並んでいた場合、権利者が電話一本で駆け付けて真贋鑑定を行うことが明らかな企業の模倣品と、商標等から権利者が誰かは明らかであるが連絡先がわからない、或いは、過去何度も連絡をしたが対応が悪い企業の模倣品では、どちらの摘発を優先するのか言うまでもないだろう。

模倣品製造業者は刑事事件として立件されることを恐れるため、摘発に熱心な企業の模倣品の製造を避ける傾向にある。前述した模倣品実態調査の結果のみを見れば、台湾は未だ模倣品天国と早合点する者もいるだろうが、断固とした姿勢を示さない日系企業側にも原因があるといえるのではないだろうか。

(2) 制度改正について

①欧米企業の要望について

次に、欧米企業の要望が、台湾の知的財産権制度改正にどのように反映されているのか検証する。

在台湾米国商工会議所は毎年6月頃、欧州商工会議所は毎年11月頃に、台湾で企業活動を円滑に進めるのに不都合な点を網羅的にまとめた要望書を台湾当局に提出しているが、知的財産権問題についても毎年改善要望がなされている。

近年の米国商工会議所の知的財産権に関する要望をみると⁷、例えば、著作権の保護の徹底、知的財産権保護教育の徹底、著作権法・商標法違反の罰則強化、に関する多くの要望が数年に渡りされており、これら要望の多くは、上述した「知的財

表 1：2004 年一般警察向け研修プログラム

日 期 時 間	8 月 23 日(星期一)	8 月 24 日(星期二)	8 月 25 日(星期三)	
08:30 09:20	報到	新刑事訴訟制度強制處分蒐證實務研討 講座: 何法官菁莪 (司法院司法人員研習所)	取締偽藥, 禁藥實務研討 講座: Mr. Tony Chiu (趙六根先生) (Novartis 公司)	
09:30 10:20	網路侵權實務研討 講座: 葉檢察官奇鑫 (法務部檢察司)	網路盜版檢警偵查配 合要領 講座: 張檢察官紹斌 (台北地檢署)	取締仿冒國產煙酒實務研討 講座: 陳佳男技士 (台灣煙酒公司內埔菸廠)	
10:30 11:20			取締仿冒洋煙酒實務研討 講座: 張委員欽楷 張委員祺 (歐洲商會煙酒委員會)	
11:30 12:20				
13:40 14:30			取締盜版書籍實務研討 講座: 朱律師瑞陽 (台灣國際圖書業交流協會)	
14:40 15:30	著作權法制及實務研討 講座: 何副組長鈺璨 (智慧局著作權組)	取締盜版軟體及有聲出 版品實務研討 講座: 陳秘書長文銓 (財團法人中華有聲出版錄音著作權管理協會)	綜合座談 主持人: 盧副局長文祥 與談人: 美國商會魏執行長理庭 歐洲商會紀執行長維德	
15:40 16:30	商標法制及實務研討 講座: 王組長美花 (智慧局商標權組)	取締仿冒精品商標實務研討 講座: 趙委員美璇 廖委員志遠 宦委員宏儀 (歐洲商會精品委員會委員)		
16:40 17:30				賦歸

産権保護徹底の行動3年計画」(2003年～2005年), 「知的財産権保護行動貫徹計画」(2006年～2008年)に盛り込まれている。

そして, 要望が具体化した例を挙げると, 著作権の保護の徹底についてみると, ISP の役割の再定義については, 改正案が既に立法院に送付され, ネット犯罪専門摘発チーム設立等については, 警政署(日本の警察庁に相当)内にコンピュータやネット関連の犯罪を主に扱うチーム(刑事警察局捜査第9班)が設立された。

また, 知的財産権保護教育の徹底についてみると, 2005年に「智慧財産培訓学院」⁸が設立され, 学生への知財教育の普及を図っている他, 特に米国が繰り返し要求している学生の教科書の不法コピーについては, 教育部(日本の文部科学省に相当)は, 大学の新生に知的財産権に関するテストを実施し, 合格者のみに図書館カードとPCアカウントを発行することを検討した。結局, この

案は大学及び学生からの強烈な反対を受けたため実際には具体化されなかったものの, 教科書の違法コピーの取締りを強化するため, 警察は大学周辺のコピー店の巡回を強化し, 2007年11月8日付けの新聞報道によると, 実際に教科書の違法コピーを行った大学生(当該大学生は, 教科書の二分の一近くを合計4部コピーした)を逮捕し, 検察は20日間の拘留を求刑した⁹。

また, 著作権法・商標法違反の罰則の強化についてみると, 違反者を逮捕しても軽微な罰金刑で済まされている点, 及び地方裁判所の量刑のばらつきは是正をかねてより要望しており, この要望が智慧財産法院の設立へと繋がっていった。

一方, 欧州商工会議所の知的財産権に関する要望をみると¹⁰, 例えば, 著名商標の更なる保護については, 智慧財産局は各国の制度を調査し, 調査結果について公聴会を実施し, ユーザーニーズの把握に努めている。また, 「BMWの修理」等,

あたかも特定メーカーの正規修理工場と見間違えるような商標の使用による紛争の軽減の要望については、智慧財産局は過去の判例等を調査し、どのような使用形態が商標法違反に該当するのか、自動車修理業者向けに説明会を実施した。

②日系企業の取り組み

では、この間、日系企業は何をしていたの。まず、台湾側について述べると、在台湾日系企業（以下、「現地法人」という。）で組織されている台北市日本工商会（以下、「工商会」という。）が、台湾における日系企業の唯一の団体であるが、台湾に知的財産権に詳しい者を置いている現地法人はほとんど無いため、工商会で知的財産権問題について議論されたことはなく、当局とのパイプも持っていなかった。

一方、日本側では、定期的に台湾を訪問し、当局と会合を持っている業界団体や権利者団体があり、日系企業にとって評判の悪い「外部審査官」問題等¹¹、一定の成果が得られた例もある。

しかしながら、一度の訪問で複数の関係当局を訪問するため、時間の制約上、要望事項は伝えるものの、踏み込んだ議論まで至らないケースがあり、結果として、要望事項について議論をしに来たのか、単に要望を伝えに来ただけなのか、或いは表敬訪問なのか、曖昧なまま訪問が終わるケースが多く見られた。そして、そのような訪問は、以下に述べるように、時としてマイナスとなることがある点に注意が必要である。

③日系企業の取り組みの問題点

日系企業の取り組みとして、最も問題なのは「責任あるフォローアップ」の欠如である。制度改正の担当者の立場に立って考えてみればわかるが、制度改正等の要望について、1回の会合、或いは数行の要望書の提出でユーザーが何を求めている

のか、正確に把握することは困難な場合がある。例えば、「模倣品の取締り強化」といえば、方向性としては誰でも理解できる要望であろうが、権利者側の真贋鑑定負担を軽減してほしいのか、刑罰を厳格化してほしいのか、或いは取締官への教育を徹底してほしいのか、そのような要望は受け手としては漠然とし過ぎていると感じるだろう。良心的な対応であれば、具体的に何を改善してほしいのか、ユーザーに確認を求め、不誠実な場合は、「しっかり対応している」と木で鼻をくくった回答が予想される。前者の場合、要望事項を更に具体化するとともに、必要に応じて事例等を提出し、何を求めているのか明確化することが必要で、後者の場合、現状の対応では不十分である点を具体的に示し、再度議論することが必要である。どちらの場合も、一旦要望した以上、「責任あるフォローアップ」をしないと、単なるクレーマーと相手方に舐められるだけである。過去の具体例をあげると、日系企業から「台湾ではデッドコピーを防止する制度がないので法制化してほしい」との要望が出され、日本の不正競争防止法に相当する法律（公平交易法）を所管している公平交易委員会からは、「具体的に困った事例があれば法改正を検討するので事例を提出してほしい」と回答があったが、日本側はその回答に全く応えていないにもかかわらず、翌年に同様の要望を行い、先方を呆れさせたことがあった。

それに対し、欧米は、要望した後は適切なフォローアップを実施している。現地の新聞では、「米国商工会議所が法務部と〇〇について検討」、「欧州商工会議所が経済部と〇〇について検討」との報道をよく見かける。当局によると、例えば、欧米商工会議所からの要望で法改正等が必要な場合、草案作成前から意見交換を行うことにより問題点をしっかり把握し、そして、草案作成後には公聴会を開催するが、公聴会を開催する際には欧米商

工会議所には以前より開催通知がなされ、そして、公聴会には各商工会議所から代表者が参加してしっかり意見を述べているとのことである。

無論、ユーザーが当局と交流を図ることは、双方にとって重要である。

しかしながら、相手方に何らかの要望をする以上、それに対する責任あるフォローアップが必須で、フォローアップをするつもりが無いのなら、単なる意見交換、表敬訪問に徹するべきである。日本側はあまり意識していないかもしれないが、台湾当局側は、限られたマンパワーとコストをどのように割り振るのか、日米欧の活動をしっかりと比較して判断しており、上述した模倣品の摘発と同様、しっかりと対応する者の要望の対処を優先することは自明である。活動目的を曖昧なままにした交流は、相手方の信頼を無くし、そして甘く見られ、将来の交渉に禍根を残すことを肝に銘じておくべきである。

4. 最近の工商会の取り組み

日本側からは、上述したような日米欧現地法人の活動のギャップがわかり難いが、危機意識を持っていた者もいた。欧米の商工会議所は入会資格が緩やかで、例えば、米国商工会議所の場合、米国と営業上関係があれば誰でも入会することができ、また、非会員であっても委員会活動にオブザーバー参加することが可能であるため、両商工会議所の活動に実際に参加した者を中心に、知的財産権の分野でもっとロビー活動をすべきとの機運が高まり、2006年9月、工商会に知財委員会が設立され、積極的な活動が行われてきた。

例えば、模倣品対策では、2007年10月に、保智大隊警察官向け真贋鑑定研修会の際に、工商会として初めて研修枠を確保した。上述したように、当局との連絡体制が構築できていない企業が研修を行っても効果がないことから、参加資格を連絡

体制が構築済み、或いは今後必ず構築する企業に限定したため、参加企業数は少なかったが、研修会の1週間後には、早速研修内容を参考にした摘発が行われた。

そして、2008年にも、保智大隊、税関向けの研修会に参加したが、特筆すべきは、研修会の参加以外にも、定期的に当局と交流を図り、信頼関係を築いた結果、保智大隊向け研修会の際には、「5日間の研修プログラムの内、1日分は日系企業枠として確保する、スケジュールについても日系企業の都合を優先するので、好きな時間を指定してほしい」と白紙のスケジュール表を渡された。

さらに、過去2年は、取締当局が主催する研修会に参加する形式のみであったが、日系企業側から当局に積極的に情報を提供するため、2008年度内に企業名・保有商標・真贋鑑定ポイント等を記載した「権利集」を作成し、2009年度には、当局に配布するとともに、真贋鑑定研修会を企画することを計画中である。

一方、制度改正等の要望については、2007年11月28日に、日系企業が抱える知的財産権問題を網羅的にまとめた要望書を経済部長（日本の経済産業大臣に相当）に直接手渡したところ、「要望書をたたき台に、双方で議論していきたい」との発言があった¹²。そして、要望事項への対応をみると、例えば、拒絶理由通知に対する十分な応答期間の確保については、翌年2008年1月から、従来の60日から90日に延長され、専利権の間接侵害規定の創設についても、現在作業が進められている専利法改正案に盛り込まれる予定であり、著名商標のHP公表についても、研究を開始する旨の回答があった。そして、補足説明が必要な要望事項については、2008年3月28日に、関係機関の担当者が一同に介したフォローアップ会合を、智慧財産局長主催により開催した。

また、最近新聞紙上でもよく取り上げられてい

る「讃岐」等、日本国の地名が商標登録されている問題についても、2008年3月28日に、①日本国地名リストを商標審査官に配布し、審査の参考資料とすることにより本来登録されるべきではない地名が商標登録されることを未然に防止する、②既に登録済み日本国地名商標について、紛争を早期に解決するための措置を講じる、からなる要望書を提出し¹³、①資料の提供を歓迎、②双方の答弁終了後、速やかに処理する、との回答を得ている。

5. 今後日系企業に必要なこと

こうしたロビー活動は、汗を掻いても成果に結びつかない場合もあるため、机上の議論ばかり続き、一步前に踏み出せないケースが多いが、少なくとも台湾においては、机上の議論の段階はとうに過ぎ、更に良い結果を得るため、次に何をなすべきかの段階であるといえる。以下に私見を述べる。

(1) 現地工商会活動を日本側経営者がサポートすべき

工商会の最も重要な任務の一つは台湾当局高官とのパイプ作りである。工商会では、定期的に経済部長を始め、高官と交流の場を持ち、face to faceの関係を作っている。2008年9月17日には、直前の台風災害のため、馬英九総統は急遽欠席となったが、蕭万長副総統以下、主要閣僚と政策協議の場を持ち、知的財産権問題も含め多くの政策提言を盛り込んだ「要望書」を手交している¹⁴。そして、2009年1月7日の工商会・日本人会の新年会には、馬総統が出席し、2008年9月17日に提出した工商会の要望書に対して、「これらの意見を非常に重視し、関連部門に適切な対応と処置をとるよう促した」と挨拶の中で述べており、日系企業が台湾の知的財産権問題に大きな関心を寄せて

いることは、台湾の首脳レベルにしっかりとインプットされているといえる¹⁵。

知的財産権問題は実務に関する問題が多いため、最終的には実務者同士の協議が必須ではあるが、最初から実務者同士の協議になると、なかなか物事が前に進まないケースもある。日本の経営者は、台湾への重要な投資者である日系企業の位置付けを理解し、政治的な判断ができる閣僚クラスへの交渉ルートを持つことの意義、及び、その交渉ルートの窓口となる工商会の存在意義をよく認識すべきである。

無論、こうした交渉は、民のみではなく、官民が協力して行うことが必要であるが、民間ルートの交渉は、当局間の交渉と違い相互主義ではなく、投資者としての要望を一方向的に伝えることができ、しかも、日本の位置付けが高ければ高いほど、発言力が大きくなるメリットがある。こうした台湾における日系企業の優位性を最大限に生かすため、工商会活動のメリットを本社経営者が十分に理解し、現地法人が工商会活動に参加できるよう万全のサポートをすべきである。

(2) 知的財産権に関する業務も現地法人の業務とすること

多くの現地法人と意見交換を行ったところ、台湾で模倣被害等、知的財産権問題に直面した経験はあるが、具体的な対策を採った現地法人は少なかった。その共通した理由は、台湾における知的財産権問題は本社の知的財産部が担当し、現地法人の業務範囲外とされているため、現地法人で問題意識があったとしても、予算・人的措置が無く、対処が困難とのことであった。同じ中華圏である中国と台湾を比較した場合、市場規模からみて、知的財産専任の担当者を台湾に配置することは困難であろうが、取締当局向けの研修会の参加や、当局とのパイプ作り等、現地法人を通してしか得

られない情報、現地法人にしかできない業務は多々ある。現地法人が出願等の実務面を担当する必要はないが、知的財産権問題についてアンテナを張らせるとともに、普段から本社知財部と連絡を密にし、何か問題が発生した時に知財部と協力して速やかに対処ができる体制は必要不可欠であるが、そういった体制作りは現地法人からの提言では実現が難しいとのことである。本社経営者が音頭をとって前に進めていただきたい。

(3) 情報の集約と迅速な交渉ができる体制作り

上述した個々の企業における日本側と台湾側の協力体制の構築に加え、工商会知財委員会と日本の権利者団体等が協力し、当局に対して速やかに交渉できる体制を作ることも重要である。工商会知財委員会では、一昨年から、当局へのロビー活動を活発化してはいるが、台湾に知的財産の担当者を配置している企業ほとんど無いため、当局への要望の作成は、工商会知財委員会の一部の者と日本の権利者団体の一部の者が、本業の傍らボランティアベースで汗を掻いて行っているのが現状で、活動には自ずと限界がある。また、法律改正等の公聴会は、当然のことながら中国語（北京語）で議事が進められるので、知的財産権問題に精通し、且つ北京語で議論ができる人材でなければその場で発言をすることは困難で、更に、公聴会は不定期に開催されるため、その都度日本から参加して発言することも困難である。

一方、米国商工会議所では、当局とのフォローアップや公聴会には、台湾の元知財担当の裁判官で現在は米国系法律事務所に所属している台湾人弁護士が、米国商工会議所知財委員会のメンバーとして参加・発言しており、欧州商工会議所でも、公聴会等には知財委員会に所属している台湾人の弁護士が参加・発言を行っている。

以前の工商会は、会員資格は日本人のみであっ

たが、一定要件を満たせば日本人以外でも会員になることができ、また、委員会活動等の際には、弁護士等の専門家が参加できるよう会員規約が改正された。更に、委員会活動を一部の者のボランティアではなく、工商会の業務として円滑に実施できるようにするため、スタッフの増員等、事務局機能の強化も進められている。

しかしながら、いくら工商会の体制整備が進んだとしても、日系企業が何を問題視しているのか、日本側と台湾側で常日頃から問題意識が共有されていなければ、知財委員会活動に弁護士等の専門家を参加させても公聴会等の場で適切な発言をすることは困難であり、また、速やかに対処すべき問題が発生した場合、工商会知財委員会事務局と日本の業界団体や権利者団体の事務局で意見の調整を図る必要もあろう。そのためには、上述したように、個々の企業において、日本側と台湾側で知的財産権問題について情報を共有できる体制を整備し、工商会知財委員会に情報を集約するとともに、日本の業界団体や権利者団体も、台湾の知的財産権問題について責任を持って取りまとめを行う専任の窓口を作り、工商会知財委員会と事務局間の協力体制を作る必要がある。

6. おわりに

米国のロビー活動は内政干渉そのものと言っていいほど強引なやり方で、しばしば台湾側の反発を招いている。例えば、智慧財産法院の設立は、当初予定より10ヶ月ほど遅れたが、その理由は、条文上の問題ではなく、「外国（欧米）企業の権利を守るための裁判所が必要なのか？」と、立法院で疑問が出されたためである。

しかしながら、国際的な企業活動を行うに当たっては、自分たちに有利な「ルール」作りが重要なことは自明である。長年培った技術力のおかげで、日本製品は世界中で高い評価を受けているが、

如何に優れた技術力を持っていても、不利なルールを作られ、対応に苦慮した経験を日系企業は過去何度も味わってきたはずである。相手側との関係や産業構造の問題もあり、こうした活動が必ず成果に結びつくわけではないが、日本の国益が海外において適切に保護されるためには、日本に適したスタイルで相手側と交渉できる体制作りが必須である。そして、この体制作りは、海外の知的財産権制度のユーザーである企業自らが真剣に取り組むべきであることを経営者はしっかりと認識し、適切な対策を速やかに講じるべきである。

また、この問題は台湾だけの問題ではない。今後、アジアでは、ベトナムやインドへの投資の増加が予想されているが、それに比例して、様々な知的財産権問題が起こるはずである。しかしながら、問題が大きくなってから対処しては、ルール作りに乗り遅れる可能性がある。ルール作りの主導権を握るべく、先手先手の活動が行えるようにするためには、今何をすべきか、じっくりと考えるべきであろう。

2009年1月20日、「Yes, we can.」「Change」をキャッチフレーズにして選挙戦を制したオバマ氏が米国大統領に就任した。そのキャッチフレーズを台湾における日系企業の活動に引用すれば、次のようになるのではないだろうか。

「Yes, we could. Change more!」

注)

- 1 行政院經濟建設委員會HP：挑戰2008：國家發展重點計畫(2002-2007)
<http://www.cepd.gov.tw/m1.aspx?sNo=0001568&key=&ex=%20&ic=>
 この計画は、以下の10の項目を進めるとされ、知的財産権の整備は、2. 1. 4に明記されている。
 1. e-世代人材育成計画
 2. 文化創意産業發展計畫
 3. 國際創新研究發展基地計畫
 4. 産業高度化計畫
 5. 觀光客倍增計畫
 6. e-台湾計畫
 7. 運管本部計畫
 8. 全島運輸機関整備計畫

9. 新故郷をつくる計画
10. 水および緑建設計画
- 2 經濟部智慧財産局HP：「知的財産権保護行動貫徹計畫」
http://www.tipo.gov.tw/ch/Download_DownloadPage.aspx?path=2497&Language=1&UID=5&ClsID=6&ClsTwoID=7&ClsThreeID=8
- 3 台湾の専利・商標出願件数と、その内、日本から台湾への出願件数は下記表の通りで、ここ数年、専利出願は外国として第1位、商標出願は外国として第2位。

	2005年	2006年	2007年
専利出願	79,442	80,988	81,834
内日本	13,704	13,033	12,563
商標出願	76,838	79,767	76,332
内日本	2,868	2,980	2,810

2007年の日台間の台湾側から見た貿易額は、輸出：159.3億米ドル(日本は外国として第4位) 輸入：459.4億米ドル(日本は外国として第1位)で、輸出入総額618.7億米ドルで見ると、日本は第2位の貿易相手国(1位：中国、3位：米国、4位：香港、5位：韓国)。

参考までに、618.7億ドルを日本側から見ると、台湾は第4位の貿易相手国(1位：中国、2位：米国、3位：韓国)。

- 4 専利代理人管理規則によると、弁護士、技術士、公認会計士、特許庁審査官経験者が専利代理人になることができると定められていた。専利師法施行と同時に専利代理人管理規則は廃止されたので、今後専利師になるには、試験に合格することが必要。
- 5 特許庁HP：<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>
- 6 保智大隊HP：
 2008年の摘発件数：<http://oldweb.tipo.gov.tw/iprp/service/report/97年1月至12月查處侵害他國智慧財産權案.pdf>
 2007年の摘発件数：[http://oldweb.tipo.gov.tw/iprp/service/report/96年1月至12月查處侵害他國智慧財産權案\(9612\).pdf](http://oldweb.tipo.gov.tw/iprp/service/report/96年1月至12月查處侵害他國智慧財産權案(9612).pdf)
 保智大隊以外の一般警察も模倣品の摘発を行っているが、一般警察では権利者の国別統計は公表されていない。
- 7 在 台 湾 米 国 商 工 会 議 所 HP：http://www.amcham.com.tw/component/option,com_docman/Itemid,377/
- 8 智慧財産培訓學院HP：<http://tipa.law.ntu.edu.tw/>
 初年度は、統一テキストの作成、知財を教える教師の育成が行われ、次年度以降は、初年度に育成した教師が台湾各地の教育機関で統一テキストを用いて授業を実施。
- 9 智慧財産局HP：http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=1623
- 10 欧州商工會議所HP：http://www.ecct.com.tw/index.php?option=com_content&task=view&id=28&Itemid=48
- 11 外部審査官とは、智慧財産局の正規の審査官ではない、外部の専門家(大学の先生等)に審査を委託する制度で、審査の質と情報漏えいが懸念されている。以前の計画では全廃される予定であったが、公務員定数等の関係もあり、2005年の約600人から、2007年には80名に削減されてはいるものの、全廃には至っていない。
- 12 要望事項及び台湾側からの回答：<http://kousyokai.japan.org.tw/kaidou.pdf>
- 13 日本国地名が商標登録されている問題に関する要望書
<http://kousyokai.japan.org.tw/chimei080328.pdf>
- 14 要望書：<http://kousyokai.japan.org.tw/seifu.pdf>
 政策協議の概要：<http://www.roc-taiwan.org/Jp/ct.asp?xItem=68143&ctNode=3522&mp=202&nowPage=3&pagesize=30>
- 15 <http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=76903&ctNode=3591&mp=202>